

仕 様 書

本業務は、広島市立リハビリテーション病院に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名 称	広島市立リハビリテーション病院デジタルX線透視撮影装置
構成内訳	・ X線透視撮影台 ・ X線高電圧発生装置及びX線制御装置 ・ X線管装置 ・ X線可動絞り ・ X線検出器 ・ 画像処理装置 ・ 透視台操作卓 ・ 近接操作卓 等一式

2 業務の内容

前記1の対象機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。

- (1) 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
- (2) 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
- (3) 技術員を派遣して行う定期点検
- (4) 通信回線を利用して行うリモート支援業務
- (5) 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務
- (6) メンテナンス情報提供業務
- (7) 医療機器安全管理支援業務

3 業務の取扱い

- (1) 電話による修理サポート業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して24時間の範囲とする。
- (2) 緊急修復業務の受付時間は、年間を通して24時間の範囲とし、着手時期は、受付後3時間以内とする。
- (3) 定期点検業務の実施については年2回以上とし、当院放射線科職員と事前に打合せのうえ点検日時を決定するものとする。
また、定期点検業務の点検項目は、本契約締結時に発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。
- (4) リモート支援業務の実施時期は、年間を通しての範囲とし、受注者は、電話による修理サポート時の対象機器から発せられるエラーログの確認及び発注者の要請による故障修復や捜査上の相談等を行うものとする。
- (5) 消耗部品等交換業務は、前記1の対象機器の消耗部品等（周辺機器及びメディア等除く。）の交換を適時行うものとする。
- (6) メンテナンス情報提供業務は、医療基金安全管理に必要である装置の定期点検履歴及び修理履

歴を適時提供するものとする。

- (7) 医療機器安全管理支援業務は、対象機器の安全簡易教育に必要な内容を適時提供するものとする。
- (8) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器にメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能な者）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、周辺機器及びメディア等の消耗品とX線管球は除くものとする。

5 部品等の品質保証

受注者は、本業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より12か月間これを保証し、この期間中に受注者の責任により故障が生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品は除くものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 定期点検等、現場で業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

7 報告

業務実施報告書は、様式1及び様式2とし、各々業務完了後10日以内に提出のうえ、発注者の確認を得なければならない。

ただし、3月に完了した業務については、同月内に提出するものとする。

8 その他

この仕様書に疑義のある時、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。